

令和6年1月10日

## 事業主殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会  
横浜南支部

中小規模事業所（労働者数10人以上～50人未満）の方々必見！

### 安全衛生推進者・衛生推進者養成講習会（2024年度）

この講習会は「労働安全衛生法・第12条の2」に基づき、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において「安全衛生推進者」または「衛生推進者」の選任が義務付けられていることから、資格を取得するための法定講習（安全衛生推進者10時間、衛生推進者5時間の講習）として開催するものです。

最近では、労働基準監督署から、安全衛生推進者や衛生推進者を  
選任していないなどで、是正指導を受けている事業者が多く、  
今後も指導を強化していくことが伝えられております。



つきましては、該当事業場におかれましては  
この機会に多数受講いただきますようご案内申し上げます。

#### \*2024年度 衛生推進者/安全衛生推進者養成講習 日程

開催日程	時間	会場
6月19日(水) 20日(木)	9時30分～15時50分	万国橋会議センター
9月24日(火) 25日(水)	9時30分～15時50分	万国橋会議センター
2月26日(水) 27日(木)	9時30分～15時50分	万国橋会議センター

\*衛生推進者は初日のみの講習で修了証をお渡しします。

\*会場、講師等の都合により日程変更の可能性があります。詳細は支部ホームページでご確認ください。

\*支部ホームページ：<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/yokominami/index.html>



公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会横浜南支部

〒231-0011 横浜市中区太田町1-20 三和ビル

TEL: 045-651-4701 FAX: 045-651-0862

※ **出張研修** **上記に限らず、企業グループ向けの出張教育・研修会も適宜実施しておりますので、お気軽にご相談ください。**

※ 災害が繰り返し発生している 小売業、社会福祉施設、飲食店は、安全推進者の配置等に係るガイドラインにより、**安全衛生推進者の中から安全推進者**を選任することが求められています。